

神奈川県大規模災害対策研究プロジェクト 夏季特別シンポジウム

首都直下型地震・南海トラフ巨大地震を克服する

学校と連携した 地域防災の力

持続可能な地域社会のための教育
～まちづくりと防災教育～

開会挨拶

神奈川大学工学部教授

神奈川大学大規模災害対策研究プロジェクト代表

荻本孝久

特別シンポジウム進行

- ・ ■プログラム
- ・ 13:30~13:40 開会挨拶
- ・ 13:40~14:30 鷺山氏基調講演
- ・ 14:30~14:45 休憩
- ・ 14:45~15:45 パネルディスカッション
- ・ 15:45~16:15 質疑応答
- ・ 16:15~16:30 講評 閉会挨拶

基調講演

鷲山龍太郎

- 北綱島小学校長、太尾小学校長、長津田小学校長を歴任
- 地域・保護者・職員と連携して、学校を拠点とした地域防災と防災教育を推進。
- 防災士
- 平成30年退任後、学校・地域防災支援活動等に取り組む
- ホームページ
未来防災 mirai-bousai.net



基調講演

未来の災害を克服する、学校を拠点としたまちづくり

1. 災害の教訓に学び、学校と地域は何をすべきか？
2. 子どもたちと地域のための学校地域連携
3. 学校経営方針への位置付けと学校運営協議会
4. 未来の災害を克服する、学校を拠点とした地域社会に

防災士 鷺山龍太郎

本日の提案（仮説）

地域＋学校＝防災改革

学校の強みをツールとして
まちづくりと防災力アップ

(地域＋学校＋行政)×学区防災計画
＝ 地域防災革命

学区のすべての人、機関、行政が連携の
共通理解（学区防災計画）を確立すれば、
災害を克服できる地域社会が創出できる

1 災害の教訓に学び、学校と地域は何をすべきか？



石巻市立大川小学校跡



津波



未来を拓く



死者の声を聴く



大川小学校跡慰霊碑

児童職員の外に、多数の住民の名が…

「大川小学校の悲劇」に学ぶ 学校・地域・行政の関係は？

- そこで、C1校長は、同支所職員に対し、堤防から津波が漏れたり越したりして来るようなことはないのかと尋ねたところ、同支所職員は、津波は堤防を越さないんですと答えた。そこで、校長は更に、どうしてですかと同支所職員に尋ねたところ、同支所職員は、計算上津波は越してこないことになっていると答えた。
- また、C1校長、D教頭及びE教務主任の話合いの中で、万一大川小に津波が来た場合の第三次避難場所をどうするかが話題に上がった。そのときは校舎の二階に逃げるか裏山に逃げるかという話が出たが、結局、第三次避難場所をどこにするかの結論は出なかった

(仙台高等裁判所判決主文)

住民の津波認識

- 本件地震発生後、大川小の校庭から裏山に上ることを打診したD教頭に対し、釜谷地区の区長(自治会長)であるHが、「ここまで来ないから大丈夫。」等と述べて裏山に登ることに反対し、同人も本件津波の犠牲となった
- 釜谷地区の住民の多くが、本件津波が襲来する直前まで交流会館に避難して本件津波の犠牲となった
- 釜谷地区の地域住民の多くが本件地震発生前の時点で有していた津波に対する認識の内容と程度は、釜谷地区は海から離れていて本件津波ハザードマップでも津波が来ないことになっていることから、まさか津波が襲来するとは思っていなかったというものであったことが推認される。
- しかし、そうであったからといって、C1校長等の津波に対する認識の内容と程度が、釜谷地区の平均的な地域住民のそれと同様のレベルで足りるということができないことは上記のとおりである。

「大川小学校の悲劇」 から得るべき教訓は？

- 釜谷地区の区長に対し、「山に上がらせてくれ。」と言って裏山に三次避難することを打診した。しかし、区長からは、「ここまで来るはずがないから大丈夫」、「三角地帯に行こう。」との発言があり、裏山に避難することを反対されたため、D教頭は、児童を裏山に三次避難させることを諦め、次善の策として、大川小の校庭よりも高台にある三角地帯への三次避難を決断した。

(仙台高等裁判所判決主文 P131)

校長は地域の避難行動を調整する義務がある？

(校長は) 上記義務を遺漏なく履行するために、危機管理マニュアルを作成する過程において、釜谷地区には津波は来ないという釜谷地区の住民の認識が根拠を欠くものであることを伝え、説得し、その認識を改めさせた上で、在籍児童の避難行動と釜谷地区住民の避難行動が整合的なものとなるよう調整を図るべき義務があったというべきである。

児童帰宅後の被災は？責任は誰に？

じしんに あうのは どこで？

小学校六年生の場合



家と地域での身の守り方を教えなくては、防災教育をしたことにならない。

児童帰宅後の被災は？責任は誰に？

教育基本法における 学校、家庭及び地域住民連携

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

釜石の奇跡

防災教育を受けてきた釜石市立釜石東中学校の生徒たちは地震発生後直ちに高台へ避難を開始。この様子を見ていた釜石市立鵜住居小学校の教職員は避難を開始した。

中学生らが更に高い所への避難を提案し、小中学生らは海拔約30mの介護施設へ避難した。

津波の遡上高は20mに達し小中学校と福祉施設は水没したものの、児童生徒は全員が助かった。

釜石の悲劇

- 鵜住居地区防災センターは低地にあり避難場所ではなかった。
- 津波避難訓練参加率の向上のため、防災センターに避難する訓練を実施。避難場所であるという誤解が広がった。
- 震災当日約150人超が逃げ込んだ。
生存者はわずか28人、建物内から63人の遺体が見つかった。

**「津波からの避難所」と
「避難生活の場所」の混同
地域の災害への共通理解は？**

「広域避難場所」と「地域防災拠点」の区別を教える



在宅被災生活

家の耐震性があり、火災から免れ、
備蓄があれば、自宅で生活。

いつとき避難場所

近隣住民と安否確認
救出・救護・消火の拠点
避難誘導の拠点（鷲山説）

地域防災拠点

家に住めなくなった人の一時的収容施設
救出・救護・初期消活動の拠点
物資や情報が集まる拠点

広域避難場所

火災の熱や煙から
一時的に、身を守るための空間

仙台市立荒浜小学校 と地域・行政の対応



荒浜小学校は、海岸から約700m内陸に位置し、震災当時は91人の児童が通っていた。

2011年3月11日に発生した東日本大震災において、児童や教職員、住民ら320人が避難し、2階まで津波が押し寄せた。

児童は欠席していた1名が死亡。保護者を含む家族を失った児童は11名。



荒浜小学校の対応



- 同小学校は仙台平野の海沿い500mにあり、高台の避難場所への避難は難しい。特に高齢者などが遠い避難場所へ避難行動をとるのは非現実的と考え、荒浜小学校を津波時の避難場所と決めた。

荒浜小学校 チリ地震への対応で住民が 考えたこと

- 1 高齢者は言っとい避難場所である荒浜小学校に避難するのがやっとなのである。
- 2 正式な避難場所である七郷小学校は4キロの地点にあり、移動は困難である。
- 3 高齢者、特に足の悪い者にとって、3、4階に上がるのは大変である。
- 4 学校前の市道は、渋滞を起こし、スムーズに通行できない状態であった。

特筆すべきは、住民の要望を小学校と行政が受け止め、次の対策を実行

- 荒浜小学校を正式な避難場所に引き上げ、津波の際は「籠城作戦」を確定。
- 災害備蓄を1.5倍に増やし、800人の住民が最低三日間生活できる量を確保
- 体育館は津波による水没が予測されるため、毛布、扇風機など備蓄を三階に移動。
- 被災当日は、避難所支援の研修をした学校職員が活躍した。



参考文献： 田端健人 「学校を災害が襲うとき」

地域社会でこれらを実現できたら？

- 災害リスクへの共通理解
- 老若男女への避難など初期対応への共通理解
- 地域・学校・保護者・行政の協議による計画決定
- 役割分担と行動計画の明確化

災害を克服できる地域社会の実現では？

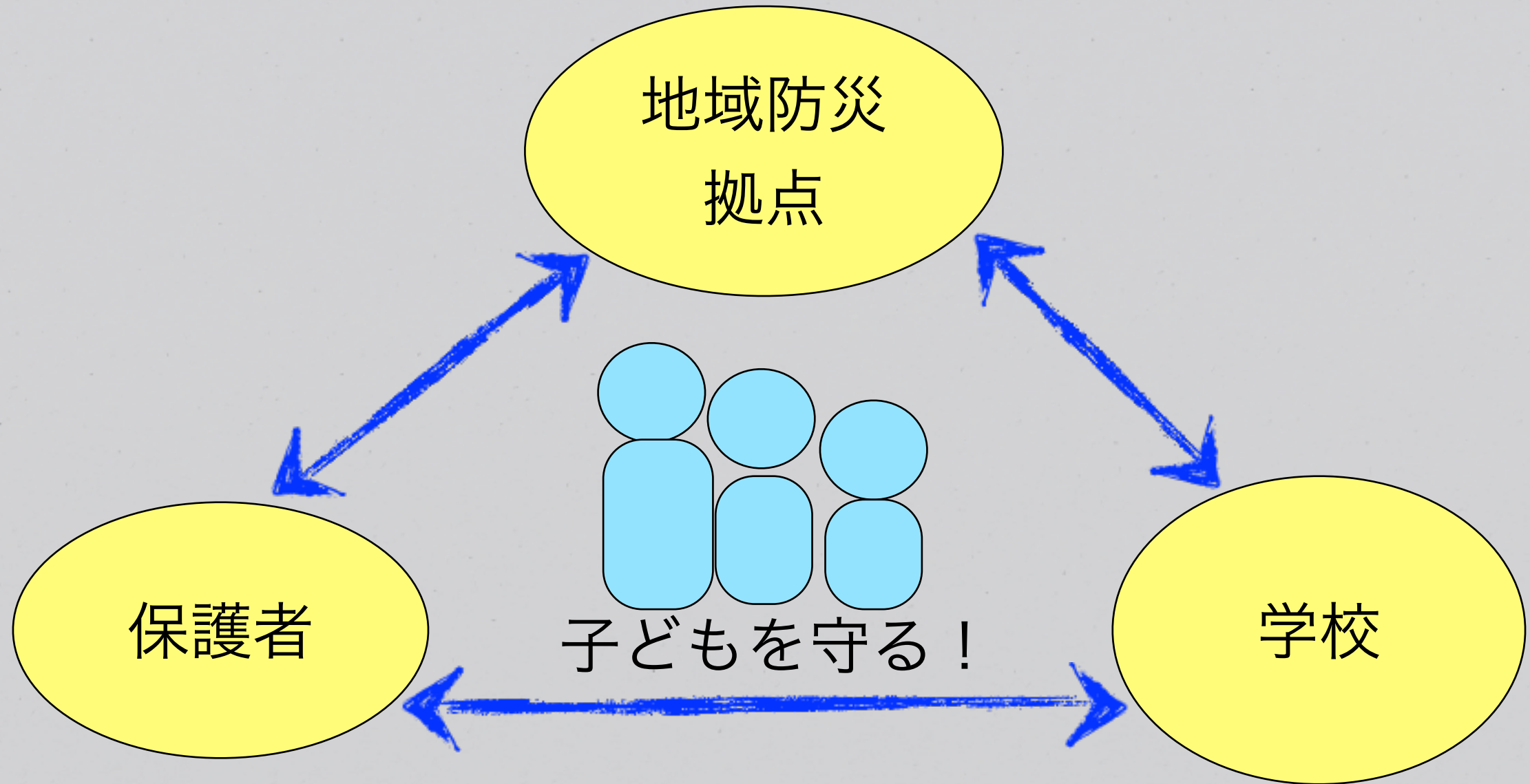
= 地域防災革命

2 子どもたちと地域のための学校地域連携 地域＋学校＝防災改革

学校の強みをツールに、災害に強いまちづくりを進める

地域・学校・保護者・子どもの連携

訓練に参加するのは高齢者中心



不安だが、土日は休み

これ以上負担増は...

学校を拠点に地域防災における三すくみを解消できる

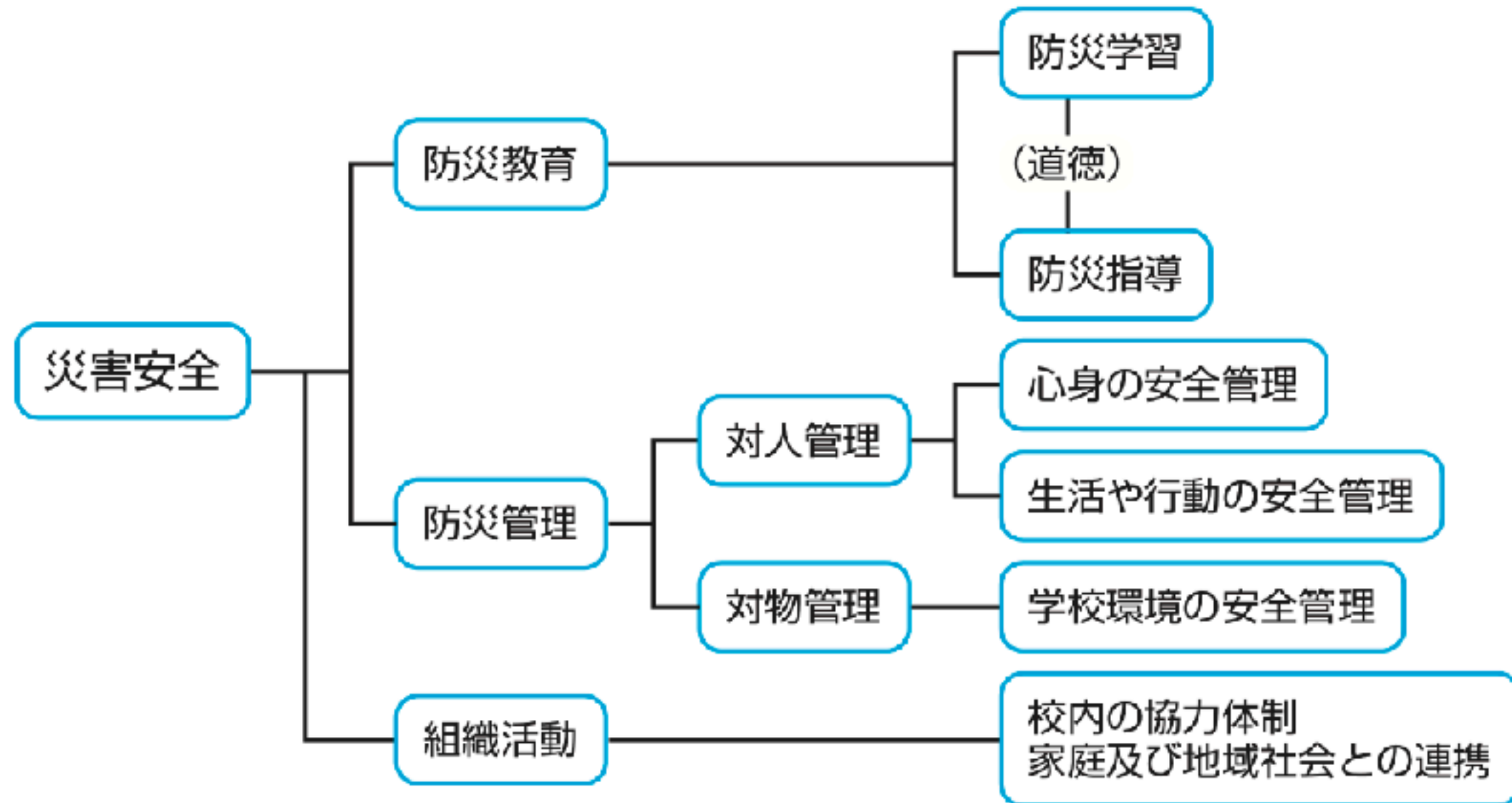
地域防災における公立学校の強み

- 地域防災の拠点となる校地と施設
- 学校運営協議会、スクールゾーン対策協議会など地域・学校保護者連携のベースがある。
- 児童・保護者に防災教育をできる可能性
(10年、20年経てば…)
- 使命感のある優秀な職員集団
- PTA・「おやじの会」など保護者パワーを活かせる

学校が行う「防災」とは？（基本的な理解）

学校安全の構造と学校防災

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなっている。学校安全の一領域である災害安全は、学校安全の構造に準じて、次の図のように整理することができる。





ふるさと太尾防災 震災時行動マニュアル **保存版**

～太尾小学校学区において住民が自助、共助の精神で、町の未来をひらくための指針～

平成27年度版 太尾小学校地域防災拠点本部

このマニュアルは、太尾小学区に特化した想定のもと、地域防災拠点を中心とした防災行動の共通理解事項としてまとめたものです。また、地域防災力向上のための指針としての性質もあります。

地震災害のリスクは、各地域、世帯ごとに異なるので、各世帯の最善の行動を考える参考資料としてご活用ください。

「ふるさと太尾防災」とは

【理念】「小学校を拠点とした学区のまちづくり」の理念に基づき、子どもを、まちを、地震災害から守るために地域、学校、保護者が連携して取り組む防災プラン。

【構成】既存の町内会・自治会に加え、学区の住民のかなりを占めるようになった新しいマンション群も地域防災に迎え、地域、学校、保護者組織も協議して推進。

【活動】地域防災拠点訓練 太尾小学校ふるさとまつり 学校・地域連携総合防災訓練 ふるさと太尾教育・防災協議会 学校での防災教育授業

【文書】ふるさと太尾構想 ふるさと太尾防災震災時行動マニュアル 地域防災拠点運営マニュアル 家庭防災マニュアル (地域・学校職員連携)

[]…小学校の教科関連や総合において、重点的に学習することが可能な学年・教科

この町の災害リスク ～ゆれは大きく、強風下の火災は最大リスク～ [6]

- 1 **地震動** 大倉山の台地から離れるほど、基盤の固い地層まで深くなっており、その上はたいへん柔らかい地層でできているため、大きなゆれになる可能性があります。大きなゆれを想定した備えが必要です。[6理]
- 2 **家屋の倒壊**
1981年以降の新耐震基準で建てられた耐震性のよい建物は倒壊の危険は小さいとされていますが、揺れ方や地盤によっては、被害が大きくなる可能性があります。1981年以前の基準で建てられた建物は、地盤の悪さも加われば、倒壊する可能性がありますので、耐震診断を受け、必要があれば耐震補強することが望ましいです。
- 3 **家具転倒** 家具転倒による、死亡、負傷を防ぐためには家具の転倒防止が欠かせません。
- 4 **火災** **火災は最大のリスク**です。消防隊の対応が期待できないので、市民による初期消火にいち早く迅速に、多人数で当たれるかが、二次災害防止のカギとなります。延焼が拡大した場合、**広域避難場所**などへ**早期に避難**することが大切です。各地区で、火災延焼が拡大した場合の**避難場所、避難ルート**を確認しておきましょう。
- 5 **液状化** 学区の地層は砂の地層もあるため、液状化による不同沈下、下水などのライフラインがダメージを受ける可能性もあります。
- 6 **津波** 元禄型関東地震などによる東京湾の津波と、鶴見川の津波遡上は考えられますが、津波により壊滅するということは想定されていません。

3 学校の地域防災拠点運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている学校長は、避難所運営の方法、役割分担、負傷者の応急救護体制、学校再開準備などについて、当該地域防災拠点運営委員会に協力するとともに、平常時から震災発生時には避難場所となる事態に備えます。

また、教職員は、地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

横浜市防災計画（第9章 学校における安全対策の推進）

職員みんなで創る長津田小学校職員防災マニュアル2017

	想定される課題	対応策(マニュアル)
統括部	1 児童がまだたくさんいる引き渡し状況に近隣の避難民が校庭に入り、「早く体育館委入れろ！」とすごんできた。(実例有)	引き取り前の児童と避難民の場所を分け、校庭で待つようにする。安全点検。児童優先
	2 帰宅困難者が、寒いから学校に入れろと押し寄せてきた。	帰宅困難者の受け入れは、森村と大林寺。ボードと拡声器でアナウンス。
	3 ペット連れ30世帯。どこでどのように対応することが適切か。	場所の確保。飼育小屋、地区センター。飼い主による世話を願います。
	4 夜間発災！連絡調整者。学校に到着してやることは？	地域防災と顔合わせ、状況確認、使用禁止場所の再確認、管理職への連絡
	5 外国人、障害のある人への対応は？	表示に英語、中国語を加える。
	【統括班その他】	

情報班	6 停電！メール配信は誰がどのように？学校スマホが必要では？	停電 メール配信は誰がどのように。学校にスマホが必要なのでは。 災害時に、個人のスマートフォンなどからのメール発信配信やHP更新などは公式にはしてはいけない【保証できない】と考えます。したがって、学校で授作用のスマートフォンなどを準備すべきだと考えます。
	7 停電！ガス発電機でPCシステムを起動しHPアップは可能か？	停電 ガス発電機でPCシステムを起動し、HPを更新できるか 本校の公的ネットワーク環境は、AC電源なくては全く使い物になりません。 現在のYcan 環境については、これまでのYYネット環境以上に、外部に出にくい構造になっており、予想される災害時の、職員室内のネットワーク環境は使用できないと考えていいのではないかと思います。 ましてや、他に用途がたくさんあるカセットボンベ発電機を、ルーター、ハブなどだけに使用することは非現実的です。 また、使う時だけ通電する などというのは、これら機器のたいへん不得手なことで、そのたびに、チェックとウエイトタイムがかかります。
	8 住民が学校のいろいろなところに我先に入りそうな気運。何を使ってどうする？	住民が学校へ侵入。何を使ってどうする。電気が停電の場合、ハンドマイク、メガホン、掲示板、プラカードを使って人的に対応する（しかない）。
	9 停電！避難民への呼びかけは何を使ってどうする？	項目8と同様。 情報掲示板の位置を決めて置き、そこで情報を提供することを知らせる。 個々の場所での情報提供は、間違いのもとになるので、通常は避ける。 あらかじめ決定したところで、正確な情報提供をする。
	10 避難民の受付と集計に拠点委員会が手間取っている。どう支援を？	避難民の受付と集計に、拠点委員会が手間取っている。どう支援を 電子機器は使えない状況では、支援のしようがない。 名簿をあらかじめ用意してあると思うが、その聞き取り項目を練り上げる。 個人名ではなく、世帯主名、家族構成は予め選取肢を用意しておき、丸を付けるだけにするなど、記入や聞き取りにかかる時間を短縮することを意識して、平時に名簿記入用紙を作成しておく。

長津田小学校 1 月地域防災訓練

+		() 自治会 地区防災計画 (検討項目例)	年	月版	
No.	項目	対応	人員	物質	担当
1	予防の啓発 耐震化・家具固定・防火				庶務班
2	いっとき避難場所の決定・周知				
3	広域避難場所の指定・周知				
4	地域防災拠点の確認・周知				
5	大地震発生時の各自の安全を守る行動				救出班
6	倒壊や家具転倒による被災者の救出				
7	負傷者の救護				救護班
8	中傷者・重傷者への対応				
9	火災発生(ぼや)時の初期消火				初期消火班
10	火災(一軒窓から炎)発生時の延焼防止				
11	強風下の火災延焼開始における避難誘導				
12	自治会内住民の安否確認と防災拠点への連絡				情報

三校で地域・保護者・職員と共に考えて
できた取り組み今も発展していること

北綱島小学校

防災教育における学校・地域・PTA連携（学校運営協議会による）

火災などの災害リスクへの**学区一斉の連携対応**

小学校防災教育のカリキュラム・マネジメント

各地区の**防災リーダーを中心とした「円陣」**

学区防災マニュアル確立と全戸（8000部）配布

自治会未加入マンションの地域防災への取り組み

防災を核とした地域社会の再構築実現

児童・保護者が参加しての**各自治会一斉初期対応訓練**

学校職員の防災リーダーを中心とした防災拠点支援体制確立

PTA・おやじの会の地域防災訓練への参加

長津田小学校

職員と地域防災拠点の連携

職員が自ら考える職員防災力の向上

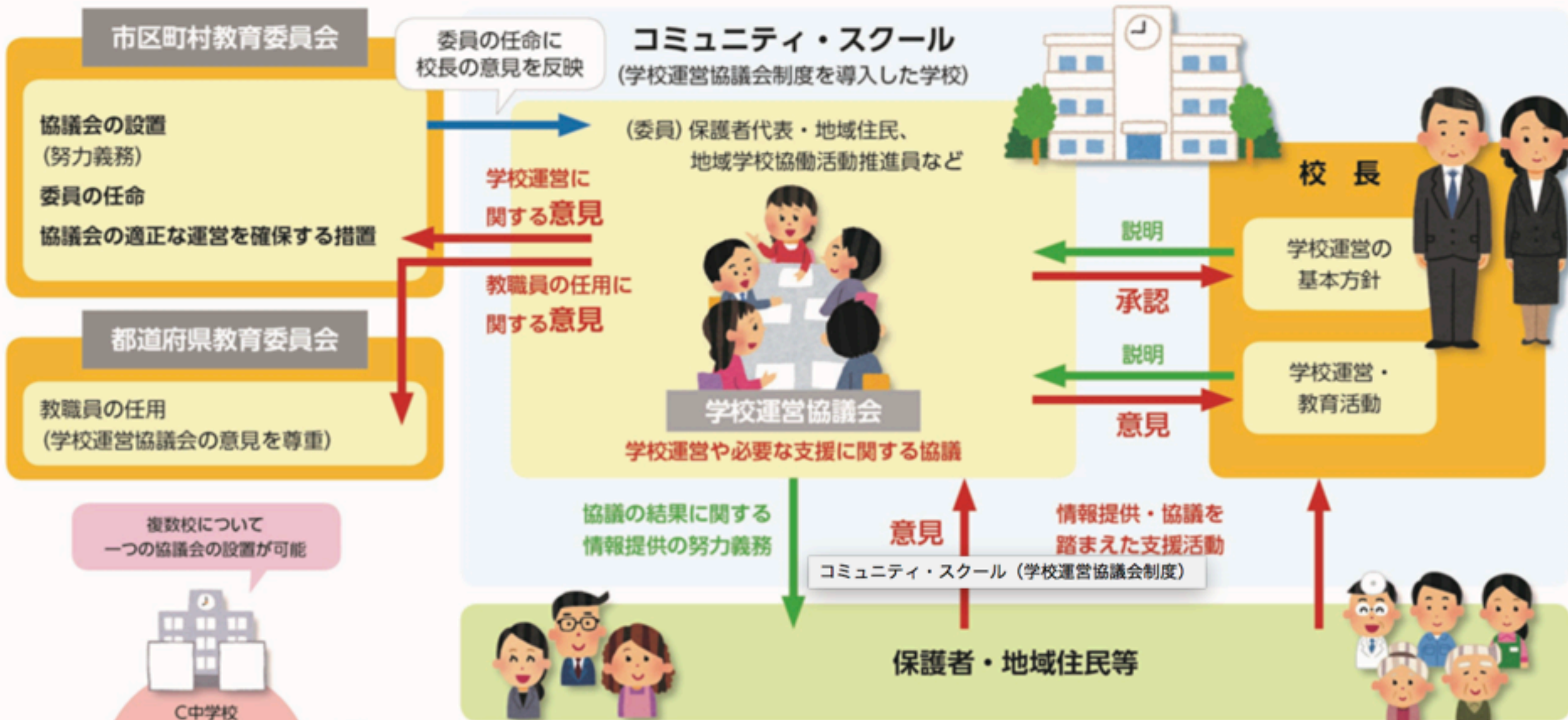
学区自治会が「地区防災計画」立案に取り組む「円陣」

3 学校経営としての 地域連携と防災

学校経営方針への位置付けと学校運営協議会

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の仕組み

文部科学省 コミ



<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第47条の6

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

学校運営協議会

学校運営協議会

有識者 P T A 関係機関 地域代表 学校職員

参画

学校運営

中期学校経営方針

教育課程

予算

地域連携のあり方

安全教育

安全対策
委員会？

スクールゾーン
対策協議会
(通学安全)

学校概要					
創立	40周年	校長	昆しのぶ	副校長	栗飯原 桂子
学期	2	学期制	児童・生徒数	660人	
学級数	一般級: 19	個別支援級:	4	主な関係校: 北綱島特別支援学校・日吉台中学校	

学校教育目標

心をあわせ あかるくのびる 北綱の子

- ・自ら問題を発見し、解決することができる子を育てます(知)
- ・自分も友達も大切に、思いやりのある心をもつ子を育てます(徳)
- ・心と身体をきたえ、安全への知識と態度を身につけ、自分や人の生命と身体を大切にすることを育てます(体)
- ・北綱島のまちに学び、まちに生きる子を育てます(公)
- ・様々な社会の変化に対応し、未来をひらく子を育てます(開)

学校の特色

学区の「北綱島」は古くからの旧地名であり、綱島台北部の耕作地帯の低地であったが、東京への地の利から、戦後住宅地として急速に発展し、人口が増大。昭和53年に本校は開校した。以来、地域、保護者の理解と協力を受けて発展してきた。平成21年度からは、学校、家庭、地域の連携を一層重視し、学校運営協議会を設置している。平成23年度からは、震災の反省から、防災教育に取組み、学校、家庭、地域で連携する防災の取組みに力を入れている。生活科、「横浜の時間」を中心とした防災教育にも重点的に取り組んでおり、実践を進めている。また、学力向上のためには、基礎基本の力を身に付ける学習と共に問題解決的学習も重要であると考え、単元開発や授業改善を推し進めて、成果を上げつつある。さらに、本校に隣接している北綱島特別支援学校との交流による「思いやりの心」を基にした教育も積極的に進めている。

学校経営中期取組目標

学校教育目標を実現するために、活力と魅力にあふれた学校づくりを目指します。

- ・各教科での基礎基本の力を身につけるとともに、豊かな体験や、自ら問題意識をもって取り組む学習を展開し、思考力、判断力、表現力などを育てるための教育活動を推進します。
- ・「思いやりの心」を培い、自他の人権を守る力を育てるための人権教育の充実を図ります。
- ・学校、家庭、地域の連携のもとに、災害を中心とした様々な危険から身を守る防災教育の充実を図ります。
- ・学校運営協議会などを通して、学校、家庭、地域での共通理解を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ・小中一貫教育推進ブロックでの取組を推進し、一貫性のある児童の育成を推進します。

小中一貫教育の取組

日吉台中	ブロック	日吉台中学校・日吉台小学校・日吉南小学校・矢上小学校・北綱島小学校
9年間で育てる子ども像	ブロック内小中学校9年間の連続性のある教育の推進 ～生活及び学習指導のスタンダードの共有による、一貫性のある児童生徒の育成を目指して～	
自校の具体的取組	低学年で生活と学習の基礎基本を身につけ、中学年で個性の伸長と集団としての基礎基本を身につけ、高学年でそれを高めるなど、中学校生活につながる育成過程を見通して教育する。	

重点取組分野	取組目標	具体的取組
確かな学力	・学習環境を整え、学習習慣を身につけ、各教科での基礎基本が身に付くようにする。 ・体験的な学習や「横浜の時間」の展開により、問題解決力を高める。 ・多様な学習において、学校司書と連携し、情報活用能力を高める。	・各教科等において、「話し方系統表」「言葉のたから箱」等を活用した対話や話し合い、説明や解説等の言語活動を位置づけ、思考力、判断力、表現力の育成を図る。 ・重点研究を核に、各教科等におけるESDの実現に向けて、より一層豊かな体験や人とのかかわりを重視した学習を行う。 ・パソコンルームを整備することで、児童がICTを活用してより主体的で探究的な学習ができるようにする。
担当 A: 学力向上・児童評価		
豊かな心	・「思いやりの心」を基にして、道徳の時間で深く考えたり、友だち、年少者などと交流をしたりして、道徳的判断力と実践力を育てる。 ・音楽などの情操教育、自然との触れ合い、人との交流などを通して、感性豊かな心を育む。 ・豊かな心の育成とともに、特別支援学校隣接校ならではの障害理解教育を推進する。	・道徳では、昨年度見直し年間指導計画のもとに、教科書を使用して授業を充実させ、道徳的価値を十分に味わえるようにする。 ・低学年から、音楽専科がいろいろな場面で関わることや、全校で「今月の歌」や音楽朝会に取り組むことを継続し、表現を楽しみ心豊かに生活できるようにする。 ・特別支援学校との交流を深めるために、ミニ集会活動に招待する等、日常活動を生かした新しい取り組みを探る。
担当 B: 人権・福祉・交流		
健やかな体	・食育や健康に関する取組を通して健康と安全への正しい理解や健康的な生活への実践力を育てる。 ・様々な機会を通して外での遊びを励行し、体育的行事や特別活動との関連で運動に親しみ、体力の向上を図る。	・実情に応じて「きたつなハンドブック」の見直しを行い、共通理解をもって指導に役立てるようにする。 ・全校や学年、クラスでの集会、運動委員会の企画などを通して運動に親しみながら、友達との交流を深められるようにする。 ・握力の向上を図るために、固定施設遊びの推奨、ハンドグリップの活用などの他、日常生活も意識し、様々な運動ができる機会をつくる。
担当 B: 体力・健康・環境		
地域連携	・学校運営協議会を通して、地域、家庭との連携を強化し、共に防災教育や地域の教育力を活用した学習活動を充実させ、地域に開かれた学校づくりを推進する。	・地域とのつながりを更に深められるように、学習の中でふれあう場面を意図的、計画的に取り入れることを継続する。 ・創立40周年の記念事業に、児童、地域、保護者、教職員が連携して取り組む。 ・北綱ほっこりサポーターの方々を朝会時に紹介したり、活動を学校便りに意識的に取り上げたりし、児童や保護者の認識度を高め、より一層連携を進める。
担当 地域連携		
安全防災教育	・在校時間帯の災害に適切な対応ができる体制作りと、訓練の質の向上を図る。 ・学校、家庭、地域の連携のもと、「きたつな防災プラン」をPDCAサイクルで見直し、様々な危険から身を守る防災教育の充実を図る。	・学校総合防災訓練では、放送が使えない想定で保護者も一緒に訓練に取り組み、その後の避難訓練や万が一の場合に生かせるようにする。 ・縦割り活動時間、朝会の時間等、更に新しい想定で避難訓練を行う。 ・「きたつな安全防災プラン」を国語を切り口に見直し、どの学年も資質・能力を育む学習を展開する。
担当 A: 安全プロジェクト		
特別支援教育	・様々な課題のある子に対して、医療、他機関とも連携して迅速的確に支援体制を構築し、PDCAサイクルで、よりよい支援体制を整備する。	・児童支援専任との連絡を密にし、問題を抱える児童の支援の流れをより明確にして、チームとしての対応力を強化する。 ・個別的教育支援計画を活用し、校内だけでなく保護者や関係機関と連携し、的確な教育的支援を行う。 ・打ち合わせや職員会議での児童指導報告を継続し、即時性をもって全教職員で児童理解と迅速な支援を行う。
担当 特別支援		
いじめへの対応	・児童間の問題を解決していく力を育て、人権意識の向上といじめ防止を着実に図る。	・「先生、あのねタイム」やいじめ調査アンケートで、いじめの防止、早期発見、早期解決につなげる。 ・いじめの定義の理解や未然防止の研修を計画的に行い、全教職員が共通認識をもてるようにする。 ・「北綱島小学校いじめ防止基本方針」を学校説明会や学校運営協議会等で周知し、保護者はパートナーという基本認識に立ち、保護者、地域、他機関と連携していく。
担当 B: 児童指導・情報・キャリア		

人材育成・組織運営	取組目標	具体的取組
担当 教務	・重点、学年、メンター研究会や研修会などを通して、児童観、学習観、評価観などを共有し合い、指導力の向上を図る。 ・主幹教諭を柱にした組織運営をPDCAサイクルで改善しながら、効果的・効率的な運営を行う。	・新学習指導要領に関する情報共有、校内研修会の開催を積極的に行う。 ・主幹教諭を個別級を含めた低中高ブロックの指導助言者として位づけ、様々な課題の早期発見、解決への組織力を高めるとともに、メンターチームへの指導助言も積極的にを行い、人材育成にあたるようにする。 ・40周年事業を推進する中で、全教職員の組織力や企画・運営力を高めていく。

中期学校経営方針

横浜市立学校共通

フォーマット

A4一枚で

学校の方針と

具体的取り組みを明記

学校経営の中の「地域連携と防災」

中期学校経営方針

知

学力向上

徳

豊かな心

体

健やかな体

いじめ防止対策

日吉台中	ブロック : 日吉台中学校・日吉台小学校・日吉南小学校・矢上小学校・北綱島小学校
9年間で育てる子ども像	ブロック内小中学校9年間の連続性のある教育の推進 ～生活及び学習指導のスタンダードの共有による、一貫性のある児童生徒の育成を目指して～
自校の具体的取組	低学年で生活と学習の基礎基本を身につけ、中学年で個性の伸長と集団としての基礎基本を身につけ、高学年でそれを高めるなど、中学校生活につながる育成過程を見通して教育する。

重点取組分野		取組目標	具体的取組
確かな学力		・学習環境を整え、学習習慣を身につけ、各教科での基礎基本が身に付くようにする。 ・体験的な学習や「横浜の時間」の展開により、問題解決力を高める。 ・多様な学習において、学校司書と連携し、情報活用能力を高める。	・各教科等において、「話し方系統表」「言葉のたから箱」等を活用した対話や話し合い、説明や解説等の言語活動を位置づけ、思考力、判断力、表現力の育成を図る。 ・重点研究を核に、各教科等におけるESDの実現に向けて、より一層豊かな体験や人とのかかわりを重視した学習を行う。 ・パソコンルームを整備することで、児童がICTを活用してより主体的で探究的な学習ができるようにする。
担当	A: 学力向上・児童評価		
豊かな心		・「思いやりの心」を基にして、道徳の時間で深く考えたり、友だち、年少者などと交流をしたりして、道徳的判断力と実践力を育てる。 ・音楽などの情操教育、自然との触れ合い、人との交流などを通して、感性豊かな心を育む。 ・豊かな心の育成とともに、特別支援学校隣接校ならではの障害理解教育を推進する。	・道徳では、昨年度見直した年間指導計画をもとに、教科書を使用して授業を充実させ、道徳的価値を十分に味わえるようにする。 ・低学年から、音楽専科がいろいろな場面で関わることや、全校で「今月の歌」や音楽朝会に取り組むことを継続し、表現を楽しみ心豊かに生活できるようにする。 ・特別支援学校との交流を深めるために、ミニ集会活動に招待する等、日常活動を生かした新しい取り組みを探る。
担当	B: 人権・福祉・交流		
健やかな体		・食育や健康に関する取組を通して健康と安全への正しい理解や健康的な生活への実践力を育てる。 ・様々な機会を通して外での遊びを励行し、体育的行事や特別活動との関連で運動に親しみ、体力の向上を図る。	・実情に応じて「きたつなハンドブック」の見直しを行い、共通理解をもって指導に役立てるようにする。 ・全校や学年、クラスでの集会、運動委員会の企画などを通して運動に親しみながら、友達との交流を深められるようにする。 ・握力の向上を図るために、固定施設遊びの推奨、ハンドグリップの活用などの他、日常生活も意識し、様々な運動ができる機会をつくる。
担当	B: 体力・健康・環境		
地域連携		・学校運営協議会を通して、地域、家庭との連携を強化し、共に防災教育や地域の教育力を活用した学習活動を充実させ、地域に開かれた学校づくりを推進する。	・地域とのつながりを更に深められるように、学習の中でふれあう場面を意図的、計画的に取り入れることを継続する。 ・創立40周年の記念事業に、児童、地域、保護者、教職員が連携して取り組む。 ・北綱ほっこりサポーターの方々を朝会時に紹介したり、活動を学校便りに意識的に取り上げたりし、児童や保護者の認識度を高め、より一層連携を進める。
担当	・地域連携		
安全防災教育		・在校時間帯の災害に適切な対応ができる体制作りと、訓練の質の向上を図る。 ・学校、家庭、地域の連携のもと、「きたつな防災プラン」をPDCAサイクルで見直し、様々な危険から身を守る防災教育の充実を図る。	・学校総合防災訓練では、放送が使えない想定で保護者も一緒に訓練に取り組み、その後の避難訓練や万が一の場合に生かせるようにする。 ・縦割り活動時間、朝会の時間等、更に新しい想定で避難訓練を行う。 ・「きたつな安全防災プラン一覧」を国語を切り口に見直し、どの学年も資質・能力を育む学習を展開する。
担当	A: 安全プロジェクト		
特別支援教育		・様々な課題のある子に対して、医療、他機関とも連携して迅速的確に支援体制を構築し、PDCAサイクルで、よりよい支援体制を整備する。	・児童支援専任との連絡を密にし、問題を抱える児童の支援の流れをより明確にして、チームとしての対応力を強化する。 ・個別の教育支援計画を活用し、校内だけでなく保護者や関係機関と連携し、的確な教育的支援を行う。 ・打ち合わせや職員会議での児童指導報告を継続し、即時性をもって全教職員で児童理解と迅速な支援を行う。
担当	・特別支援		
いじめへの対応		・児童間の問題を解決していく力を育て、人権意識の向上といじめ防止を着実に図る。	・「先生、あのねタイム」やいじめ調査アンケートで、いじめの防止、早期発見、早期解決につなげる。 ・いじめの定義の理解や未然防止の研修を計画的に行い、全教職員が共通認識をもてるようにする。 ・「北綱島小学校いじめ防止基本方針」を学校説明会や学校運営協議会等で周知し、保護者はパートナーという基本認識に立ち、保護者、地域、他機関と連携していく。
担当	B: 児童指導・情報・キャリア		

中期学校経営方針に位置付けられた 「地域連携」と「安全教育」

北綱島小学校 中期学校経営方針

地域連携	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会を通して、地域、家庭との連携を強化し、共に防災教育や地域の教育力を活用した学習活動を充実させ、地域に開かれた学校づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域とのつながりを更に深められるように、学習の中でふれあう場面を意図的、計画的に取り入れることを継続する。 創立40周年の記念事業に、児童、地域、保護者、教職員が連携して取り組む。 北綱ほっこりサポーターの方々を朝会時に紹介したり、活動を学校便りに意識的に取り上げたりし、児童や保護者の認識度を高め、より一層連携を進める。
担当	〇地域連携	
安全防災教育	<ul style="list-style-type: none"> 在校時間帯の災害に適切な対応ができる体制作りと、訓練の質の向上を図る。 学校、家庭、地域の連携のもと、「きたつな防災プラン」をPDCAサイクルで見直し、様々な危険から身を守る防災教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校総合防災訓練では、放送が使えない想定で保護者も一緒に訓練に取り組み、その後の避難訓練や万が一の場合に生かせるようにする。 縦割り活動時間、朝会の時間等、更に新しい想定で避難訓練を行う。 「きたつな安全防災プラン一覧」を国語を切り口に見直し、どの学年も資質・能力を育む学習を展開する。
担当	A:安全プロジェクト	

太尾小学校 中期学校経営方針

地域連携と防災	<p>学校を拠点とした地域社会の再構築に貢献し、地域、保護者との連携による学校運営への参画、地域・保護者ボランティアとの連携による教育の充実を図ります。</p>	<p>①「学校を拠点としたまちづくり」の理念のもとに、地域社会の再構築に貢献します。②学校運営協議会を中心に、地域、保護者の皆様の学校運営への参画を推進します。③地域、保護者、学校の連携による、交通安全、防犯、防災教育を推進します。④太尾小ふるさとまつりやボランティアとの連携等を、持続可能でよりよいものへと推進します。</p>
担当	ふるさと太尾部会	

長津田小学校 中期学校経営方針

地域保護者連携	<p>安全で豊かな教育環境、教育活動を実現するために、地域の皆様、保護者の皆様と共通理解と連携を深めて学校運営を進めます。</p>	<p>①本校を支える、地域、PTA、ながつた学援隊、野草園ボランティア、おやじの会他、様々な地域、保護者のボランティアの皆様との連携を大切にし、持続発展可能な方策を共に考え、推進します。②学校便りの他に、学校ホームページの充実により、本校教育活動への共通理解を広め、よりよい連携による児童の教育環境の向上を目指します。</p>
担当	地域・安全・情報(今泉)	
安全教育	<p>自然災害や交通等のリスクがある広大な学区を安全に通学するための安全教育と、震災の教訓を生かした「誰もが自ら考える」防災教育を推進します。</p>	<p>①「登下校のしおり」に基づく安全教育により、自助力と共助力を育てると共に、ながつた学援隊、PTA校外委員会、見守り隊など、地域保護者と連携を深め、安全を確保します。②「登下校対応マニュアル」により、登下校の判断を統一します。③職員・地域・保護者と共に「誰もが自ら考える」防災教育を推進します。</p>
担当	地域・安全・情報(小川)	

学校経営の中の「地域連携と防災」

中期学校経営方針

知

学力向上

確かな学力主幹教諭

確かな学力部会

(避難誘導・学校再開班)

徳

豊かな心

豊かな心主幹教諭

豊かな心部会

(生活班・KCT)

体

健やかな体

健やかな体主幹教諭

健やかな体部会

(救出・救護班)

いじめ防止対策

いじめ防止対策委員会

特別支援教育

特別支援教育校内委員会

地域連携と防災

地域連携・防災主幹教諭

地域連携・防災部会

(避難所支援班)

安全教育・地域連携についての 文部科学省方針

- 安全教育は、学校だけが行うのではなく、保護者や地域住民も参加して行うことが重要である。この観点からも、各学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等の取組を進めることが望ましい。また、学校を拠点とする総合型地域スポーツクラブや児童生徒等が危険な際に駆け込める場所づくりなど学校安全の取組について、保護者や地域住民、設置者の異なる学校間など多様な関係者と連携する様々な方策が考えられる。

学校安全の推進に関する計画

平成24年4月27日

学校安全の推進に関する計画

平成24年4月27日

■ 管理職、安全担当者などが中心となって作成する

- ※各学校の状況や地域の実情等を踏まえる。
- ※自治体が作成したマニュアル等を参考にする。
- ※全ての職員が関わるよう分担して作業をする。

■ 地域学校安全委員会等でマニュアルの内容について協議する

- ※自治体の防災担当課や研究者等(大学等)の専門家の協力を得る。
- ※地域の関係行事等との調整を図る。



■ 防災マニュアルの見直しを行う

- ※教職員の人事異動に伴う学校環境の変化
- ※地域の道路状況、その他の環境の変化
- ※先進校の事例や社会情勢の変化等から自校に不足している点



原案作成

協議・修正

訓練

改善

評価

見直し

■ マニュアルを元に実際に訓練等を実施する

- ※季節や天候等の条件を勘案した複数回の訓練が必要。
- ※専門家から指導や助言を受ける。



第2期 横浜市教育振興基本計画

～未来を拓く横浜の教育～

「第2期横浜市教育振興基本計画」は、国において平成25年6月に第2期の「教育振興基本計画」が閣議決定されたことや、「横浜市中期4か年計画」が平成26年度からの計画であることから、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

目標1 施策1 横浜らしい教育の推進

重点取組3：家庭・地域と連携した防災教育の推進 ★

①「自助」「共助」に基づく防災教育の推進 ★

本市では、東日本大震災を契機に、これまでの防災対策における被害想定などの見直しを図るとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れて「横浜市防災計画」の修正を行いました。

今後は、「よこはま地震防災市民憲章」や「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の理念である「自助」「共助」の推進に向け、**学校と家庭・地域が合同で防災訓練を実施すること**などを通して、子どもが自ら安全を確保する力を育成します。

取組事業

学校が取り組む事業

①「自助」「共助」に基づく防災教育の推進

家庭・地域と連携した防災訓練の実施【新規】

「横浜市防災教育の指針・指導資料」を活用した防災教育の実施

「学校防災計画」に基づく防災体制の整備

4 学校を拠点として 災害を克服できる地域へ

災害対策基本法一部改正（H24改定）

住民の責務

(住民等の責務)

第七条 (略)

2（前略）地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、**過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。**

地域防災計画に地区防災計画を定める

災害対策基本法 第四十二条の二

地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に**地区防災計画を定めることを提案すること**ができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

横浜市地区防災計画

2 主な修正内容

(1) 震災対策編

ア 地区防災計画制度の創設 《新規》

(災害対策基本法改正関係)

修正概要

地区防災計画制度とは

東日本大震災を受け、従来、都道府県又は市町村レベルでの防災計画に加え、より細分化された地区レベルでの自発的な防災活動を推進するため、市内の一定の地区内の居住者等が共同して行う防災活動に関する計画(地区防災計画)です。地区内の居住者等は、計画の素案を作成し、横浜市防災会議に対して市の防災計画に定めることを提案できる制度です。

共助による地域防災力の強化のため、これまで進めてきた「町の防災組織」や地域防災拠点による取組に加えて、地区防災計画の提案制度を通じた取り組みを規定します。

① 町の防災組織

防災訓練、資機材の備蓄等

② 地域防災拠点

避難所運営、食料整備等



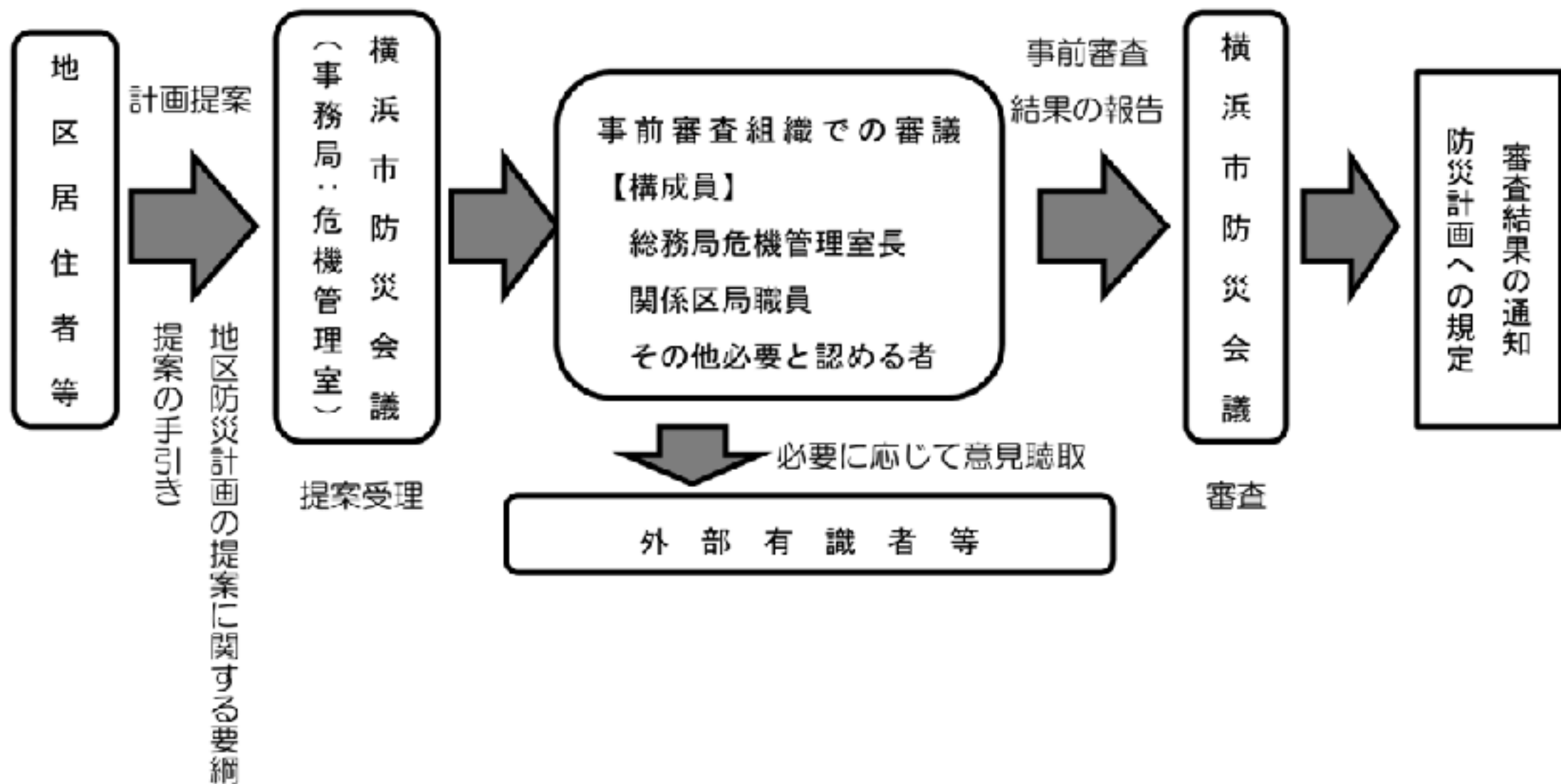
③ 地区防災計画の提案制度

地区防災計画の提案

6 地区防災計画

地域における共助による防災活動を推進するため、市内の一定の地区内の居住者及び事業者(以下「地区居住者等」という。)が行う自発的な防災活動に関する計画(以下「地区防災計画」という。)について提案があった場合は、必要に応じて横浜市防災計画に定めます。

【提案の流れ(イメージ)】


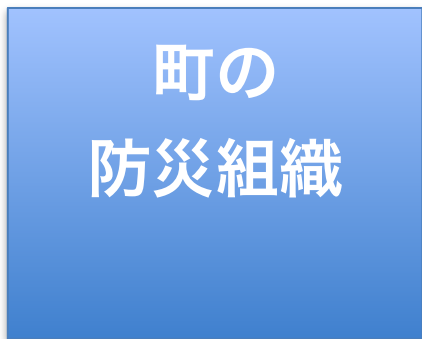


「横浜市中期4か年計画2018～2021(素案)」 に関するパブリックコメント (一部)

2018年6月22日
防災塾・だるま 塾長 荻本孝久

- ・ <ソフト面の対策>
- ・ 災害対策を地区（自治会やマンションなど）が自らの課題として自覚し、機能強化が図れる「地区防災計画」の策定を強力に推進することを提案します。
- ・ 初期対応力は、防災教育（自らの気づき）と防災訓練（頻度）により強化されます。
- ・ そのため地域の学校を防災教育の拠点として「地域と学校が一体となった自助共助技術のレベルアップ」を図る活動の進展を提案します。

発災から「防災拠点開設の間に起きていること」は誰が対応するのか？

		1 時間	2 時間	3 時間
 発災				
 町の 防災組織	家屋倒壊 火災発生 負傷者 ライフライン破損	救出救護活動 初期消火活動 避難誘導（いっとき避難所→広域避難場所）		
地域防災拠点			避難民発生避難所開設→避難受け入れ →一時生活収容	
学校災害対策本部			地域防災拠点運営支援	

学区は災害に対して一つになれるか？

港北区防災計画

学校防災計画
(避難所支援含む)

防災拠点運営マニュアル

学校防災教育
カリキュラム

各自治会地区防災計画？

家庭防災マニュアル

マンション
防火計画

「学区防災計画」で、地域を一つに

港北区防災計画

学区防災計画

学校防災計画
(避難所支援含む)

防災拠点運営マニュアル

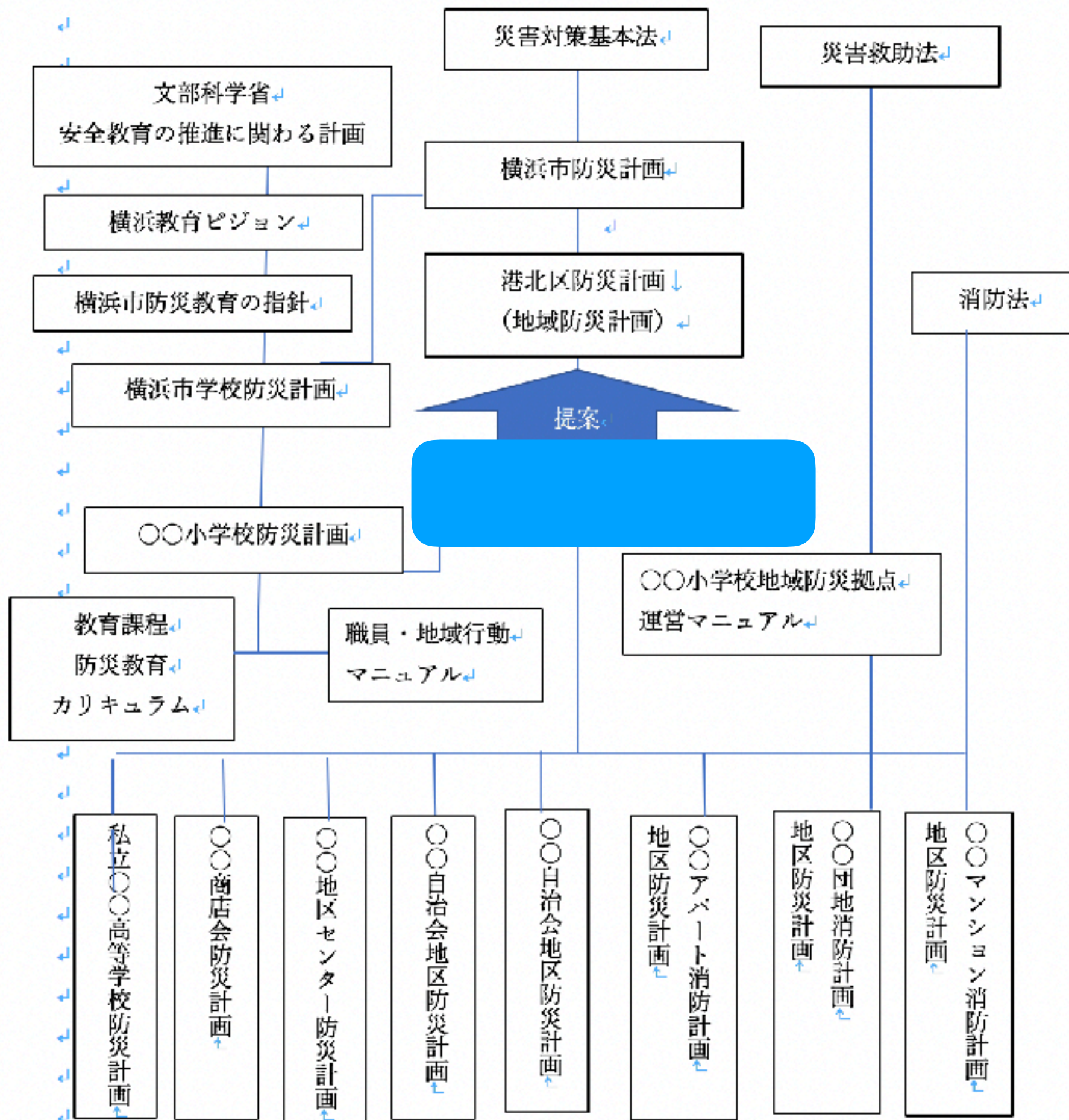
学校防災教育
カリキュラム

各自治会地区防災計画?

マンション
防火計画

家庭防災マニュアル

学区を範囲と定めた「地区防災計画」は論理的に可能



地域防災の弱みの克服

協議・決定・明文化

=学区防災計画
(地区防災計画)

地域防災の課題（弱み）

- ・ 災害リスクへの共通理解
- ・ 老若男女への避難など初期対応への共通理解
- ・ 地域・学校・保護者・行政の協議による計画決定
- ・ 役割分担と行動計画の明確化

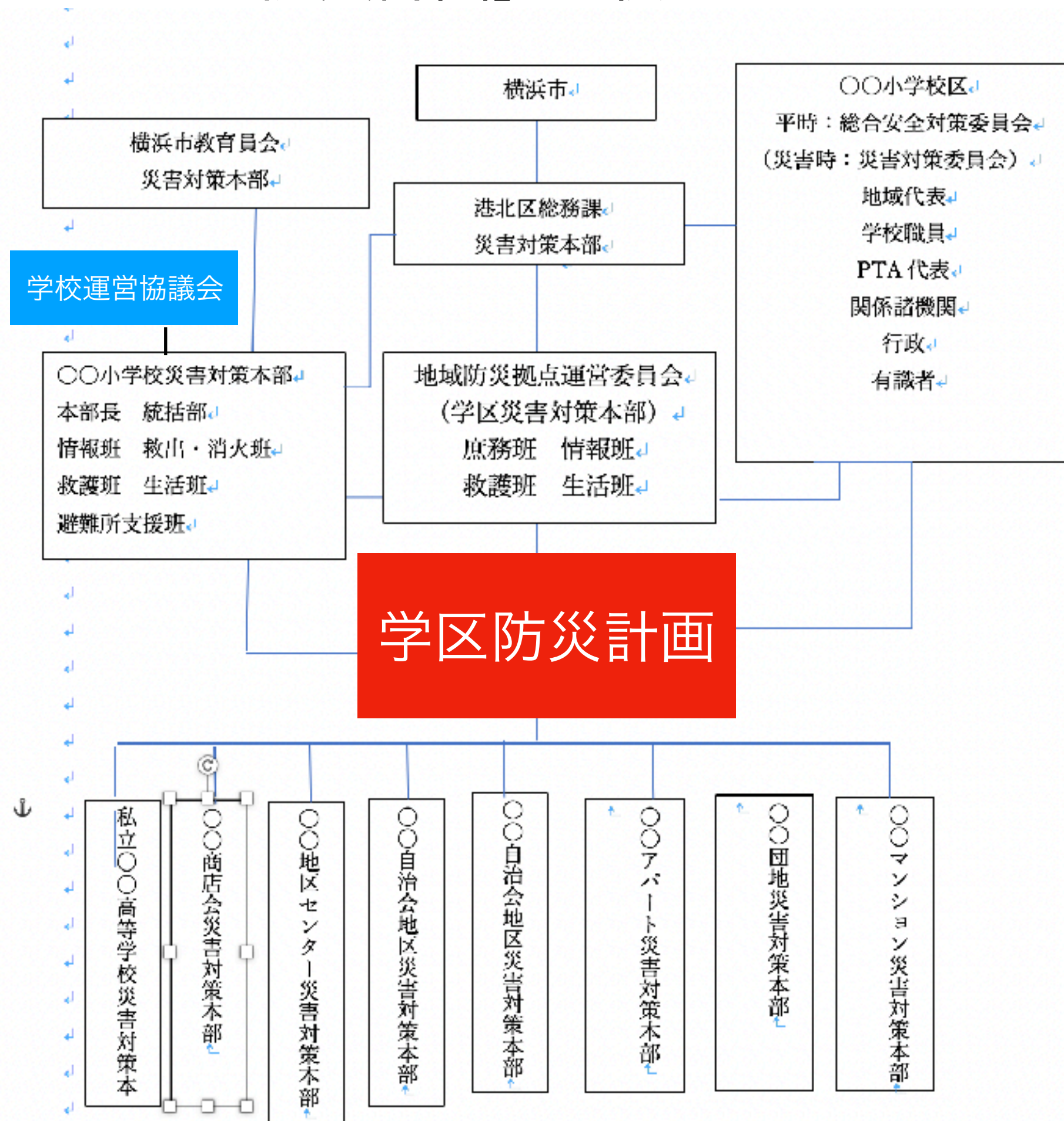
← 地区防災計画推進
(内閣府)

学校の強み

- ・ 地域防災の拠点となる校地と施設
- ・ 学校運営協議会、スクールゾーン対策協議会など地域・学校保護者連携のベース
- ・ 児童・保護者に防災教育ができる可能性
(10年、20年経てば…)
- ・ 使命感のある優秀な職員集団
- ・ PTA/おやじの会など保護者パワーを活かせる

← 地域連携推進
(文部科学省)

「地区防災計画」を核とした地域



学区諸機関の災害時における基本的な役割分担 ※ 台風・豪雨等接近 南海トラフ地震情報等で地震発生が予測された場合

担当者	発災直前 ※	災害直後	当日～翌日対応	復旧期
自主防災組織 自治会・マンション等	家具固定、荷物下ろし 安否確認台帳確認 風水害危険地域・要援護者は避難誘導	出火防止・初期消火 救出・救護活動 避難誘導 安否確認 要援護者避難	出火防止・監視 トイレ対策 水配給ルート確立 要援護者生活支援 在宅被災生活者支援	協働で瓦礫除去 家具起こしなど協働 防犯対策
地域防災拠点	地域防災拠点開設準備 自治会等への連絡体制確保	地域防災拠点開設 避難民受入 救助隊編成・出動	避難民受入 トイレ対策 被害・避難状況伝達 避難所情報集約伝達 救助隊編成・出動	学区安否情報集約伝達 生活秩序確立 物資・水分配体制確立
防災拠点となる学校	児童生徒安全確保・引き渡し 防災指導 地域防災拠点準備支援 防災拠点と事前協定(解錠・使用箇所等)	児童生徒安全確保・避難誘導 出火防止・初期消火・救出活動 施設被害状況確認 教育委員会へ伝達 避難所開設支援	児童安否確認・家庭情報伝達 宿泊体制・引き渡し 休日夜間職員参集 地域防災拠点支援 救助活動支援	学校再開準備 避難所運営支援
防災拠点以外の学校 (多くの中学校)	児童生徒安全確保 防災指導引き渡し 地域住民及び帰宅困難者避難準備	児童生徒安全確保 避難誘導 施設被害状況確認 教育委員会へ伝達 補充的避難場所の開設・運営	児童安否確認 家庭情報伝達 宿泊体制・引き渡し 休日夜間職員参集 補充的避難場所の開設・運営	学校再開準備 避難所運営支援 中学生地域貢献活動
補助的避難所	対応準備	自施設・利用者・職員安全確保	特定避難者受入等の活動	事後対応 正常化
特別避難場所	事前協定等確認	自施設・利用者・職員安全確保	要援護者受入	支援体制確立
地区の事業所等	事前協定等確認	職員・顧客安全確保 出火防止	協定に基づく地域貢献	地域貢献 BCPによる復旧
消防局	減災対策	出場	火災延焼阻止 救出・救護活動	救出活動 事後対応
消防団	出動準備避難誘導	住民に声がけ 初期消火救出活動	出火防止・救出救護活動	復旧活動
区災害対策本部 (総務課)	減災対策 拠点支援	被災状況・避難情報集約	市防災計画に基づく対応	罹災証明書等発行
教育委員会	減災対策指示	被害・安否情報集約	災害対策活動 学校再開活動	学校再開にむけた活動

過去10万年の地域の地学イベントを知る



横浜市戸塚区 6万五千年前の箱根大噴火 軽石層と火砕流の地層

学区防災計画 災害リスク想定

第2章 今後の災害リスクとして予測されるもの

() 小学校区

災害種 地区	地震							火山			風水害				工場等		
	地震動震度6弱以上	軟弱地盤震度増幅被害	ブロック塀家具転倒	火災延焼	液状化	地震による急傾斜地崩壊	津波	火山灰降灰	火砕流	火山泥流	洪水	堤防決壊	土石流	土砂崩れ	竜巻	工場・倉庫等火災爆発	原子炉災害
学区全体	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞
A ○○地区	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞
B △地区	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞
☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞
☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞
☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞	☞

※ハザードマップになくても、地域を実地に歩いて地形や建造物を視察し、自然環境からの被災リスクは論理的に推測すること。

学区防災計画 平常時の活動

平成〇〇年度 〇〇小学校区防災活動計画

	学校・PTA	地域防災拠点運営委	町の防災組織
4月	各種マニュアル確認		
5月	引き取り訓練	区連絡協議会年間計画確立	年間計画確認
6月	〇〇小学校区 安全対策委員会 本年度学区防災計画確認		
7月	防災リーダー研修	学校防災リーダー連携訓練	初期対応訓練計画
8月	職員防災研修	防災備蓄庫整理	
9月	学校総合防災訓練 地域防災拠点支援訓練	学校連携訓練	初期対応訓練備品整理
10月	防災授業準備	訓練準備	初期対応訓練準備
11月	授業参観・地域防災訓練	地域総合防災訓練（初期対応訓練・避難所開設訓練）	
12月	年度末反省	区連絡協議会	
1月	図上訓練参加	図上訓練	図上訓練参加
2月	次年度防災計画確立	年度末反省 次年度方針	年度末反省 次年度方針
3月	次年度マニュアル配布		

救出活動の学区防災計画

2 救出活動 地区総合災害対策活動計画

火災段階	行動計画	備えるべき資機材
↓ ↓ 自主防災組織 ↓ (自治会・マンション等・個人)	(1) 周囲の人の協力を得ながら、救出・救助活動を実施するとともに、二次災害発生防止に努める。 (2) 日頃の地域コミュニティの活動等を通して把握している要援護者等の情報をもとに、効率的な救助・救急活動を実施する。 (3) 必要と認められる場合は消防機関等の出動を要請し、必要な情報を提供するとともに、消防機関等の指示のもと救助・救急活動に協力する。 ※救出資機材の整備救出三種の神器・バール・のこぎり・ジャッキ ハンマー・つるはし発電機・投光器 ヘルメット・ゴーグル簡易担架・車椅子等 災害直後にすぐ使えるように整備する。	
↓ ↓ 地域防災拠点	1 救助隊の編成 (1) 発災直後は、地域防災拠点に避難した後、余震に注意しながら救助隊を編成し、被災者の救助活動に備える。 (2) 必要に応じて、地域防災拠点に避難してきた人にも、救助隊への参加協力を呼びかける。 (3) 救助隊1隊は概ね10人程度で考える。(疲労等による交替要員の確保も必要) (4) 班長は、現場へは行かず、地域防災拠点に残って総合連絡調整を行う。(5) 班長は、避難場所で各隊の活動状況を把握し、必要に応じて交替要員や応援者を手当てする。 2 救出活動 (1) 家屋などに閉じ込められている人を発見したとき、近くに消防救助隊などが展開している場合は、まずその助けを求める。 (2) 近くに消防救助隊がない場合は、二次災害に注意しながら救助活動に入る。 (3) 救助隊での救出が困難と判断した場合は、消防救助隊を要請し、到着までの間に、閉じ込められている人に声をかけるなど、励ましの活動を行う。 (4) 救助隊は、自治会町内会の防災担当や消防団とも連携・協力して救助活動を行う。	
↓ ↓ 学校	児童生徒在校時間中(登下校含む)に発生した、倒壊、崩壊による、要救出児童生徒は、防災備蓄庫にある資機材を活用して、短時間に救出する。 ※そのため、日常から、防災備蓄庫の資機材を知り、その取り扱いについては、職員に「横浜防災ライセンスリーダー」を養成し、職員研修で知識技能を共有で	

初期消火活動の学区防災計画

出火防止・初期消火

火災段階	第一段階 室内燃焼 天井に着火する以前	第二段階 天井に着火	第三段階 隣棟延焼 第四段階 他居住区延焼
時間経過 (目安)	0～5分	10分～20分	30分～数時間
消火目標	出火箇所での制圧	隣棟延焼防止	区域封じ込め・地区防衛
自主防災組織 (自治会・マンション等・個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・「火事だ!」と大声で助けを呼ぶ。 ・家族、要援護者の避難。 ・消火器、消火用水バケツ、初期消火器具等を活用し、初期消火活動を実施する。 ・119番通報 ・天井に着火前に消火を目指す。 ・天井に着火したら退避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンドパイプ等を使用して消火、隣棟延焼防止を試みる。 ・近隣の避難誘導を行う。 ・地域で応援体制をとる。 ・消防隊への情報提供と協力 ・被災者保護避難誘導 ・火災が拡大して危険となった場合は、活動を中止し速やかに避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域の住民に知らせる。 ・消防機関が到着したら、火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力する。 ・予め決めておいた広域避難場所、または、安全な場所、燃えていない、燃えにくい地区への避難誘導を行う。
地域防災拠点 (兼広域避難場所)	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点開設後、数日は、学校の消火器を一階に集約し、近隣火災に即時対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生の際情報をトランシーバーなどで流し、警告する ・広域に火災延焼の状況を把握し、火災延焼の危険がある場合には、広域避難場所に避難する計画を立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所への避難誘導と避難者の安全確保を行う。避難者の拡大に備える。
地域防災拠点 (広域避難場所でない)	<ul style="list-style-type: none"> ・防火・防犯パトロール隊を組織して、数日は火災の監視を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・拠点が風下にあり、延焼や煙の被害が予想される場合には、早めに、広域避難場所への避難誘導を行う。
学校 (多くの小学校) (地域防災拠点)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の火災に対しては、施設にある消火器等を持参して、職員による初期消火を行う。 ・場合によっては、被災者の保護を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒安全確保 ・火災情報収集 (高所からの観察等) 学校が広域避難場所であれば、避難方針を確立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者拡大に備えた拠点支援を行う。
学校 防災拠点以外の学校 (多くの中学校)			<ul style="list-style-type: none"> ・被災者が拡大すれば、補助的避難場所の開設を準備する。
地区の事業所等		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・施設安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼防止・避難誘導等
消防隊	<ul style="list-style-type: none"> ・優先順に基づいた出場指令を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人命危険、延焼危険、消火効果及び他の地域の火災状況等を考慮し、消火活動の要否を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の状況を消防本部長又は消防地区本部長(消防署長)に報告し応援要請する。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅近隣 初期消火 ・避難誘導 ・住民への声かけを行う。 ・天井着火後の退避を呼びかけ、安全確保の上初期消火に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時には、防火水槽、プール等を原則とした消火栓以外の水利を活用し、初期消火及び炎上火災の消火活動を実施するとともに消防隊と協力して活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに避難路及び住民の安全確保を重点に消火活動を実施。

救護・医療活動の学区防災計画

救護・医療活動

自主防災組織 (自治会・マンション等・個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅が倒壊等危険な場合には、安全な場所への移送を行い、介抱する。 ・軽症者には各自主防災組織にて応急手当（洗浄、冷却、止血、保護等）ができるようにする。 ・医療機関の情報を確認した上で、搬送の体制を考える。 ・安全で医療を受けられる環境への移送が確認できてから、移送するようにする。
地域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室を医務室として開設 救出・救護班、学校救護班・養護教諭による応急手当てを行う。 ・医療救護隊の到着に備え、環境を整備する。 ・医療救護隊の到着後は、環境整備、トリアージ、搬送について、指示を受けて協力する。 ・区と連絡を取り、災害拠点病院、地域の診療所、地域防災拠点への医療救護隊の到着、その他の医療救護隊の情報を収集し、自主防災組織に伝達する。 ・死者が出た場合には、区災害対策本部に連絡した上で、予め決めておいた居合安置所に丁重に搬入し、区の遺体安置所への搬送を待つ。
学校	地域防災拠点の救護活動を支援する。 負傷者の病室などの調整を行う
診療所 (地区の医療機関)	負傷者等の受入れが可能な診療所は、軽症の負傷者等を中心に受入れを行う。その際には「診療中」である旨を地域に伝達するために「横浜市共通の目印」を掲出する。
災害時救急病院 ○○病院 ○○病院	診療所や医療救護隊による医療提供では対応が困難な中等症の負傷者等を中心に受入れを行う。 被災状況を確認し、診療の可否・入院患者の受入れの可否及び受入可能人数等の状況を直ちに EMIS に入力する。入力が困難な場合は、その旨を区本部医療調整班に報告する。
医療救護隊 ○○小学校に派遣	医療救護隊は、地域防災拠点等の避難場所で負傷者等の状況把握とともに、主に軽症者に対する応急医療を行う。 震度 6 弱以上の地震が観測された区は、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て速やかに医療救護隊を編成する。また、震度 6 弱未満であっても、負傷者が多数発生しているなど必要があると認める区は、医療救護隊を編成することができる。
他都市医療救護隊、医療ボランティア、他自治体応援保健師等	災害派遣医療チーム(DMAT)、日本赤十字社救護班、日本医師会災害医療チーム(JMAT)他都市医療救護隊等や、他自治体応援派遣保健師、医療ボランティア等の受入窓口は、市本部医療調整チームが務める。 他都市医療救護隊、他自治体応援派遣保健師、医療ボランティア等の活動区域は、市本部医療調整チームかが被害状況等に応じて指定する。
薬局	緊急持ち出し医薬品を備蓄する薬局は、区本部医療調整班から指示された休日急患診療所等に当該医薬品を運搬し分けを行うなど、医療救護隊の活動を支

「学区防災計画」を運営する組織は？

第5節 地域主体の災害に強いまちづくりの推進

住民と一体となって地域特性に応じて災害に強いまちづくりを展開していくには、平常から行政が地域防災に関する情報提供を行うなど住民と「協働(パートナーシップ)」によるコミュニティづくりを進め、その蓄積が発災時にも生かされる地域のまちづくりシステムを築する必要があります。

そこで、地域のまちづくりを住民が主体的に進めるまちづくり協議会等の地域の自主的組織を育成するとともに、地域まちづくりの様々な段階で、資金等の活動助成、まちづくりコーディネーター等専門家の派遣など行政による支援の充実を図り、地域主体の防災まちづくり計画の策定を支援します。また、発災時における市民相互の助け合いや民間企業等の協が必要になることから、コミュニティの醸成や企業との協定等による災害対応力の強化を行います。

なお、取組の推進にあたっては、都市計画地図情報システムを活用して地域の情報を住民に提供しつつ、防災について住民との十分な意見交換や議論を行います。

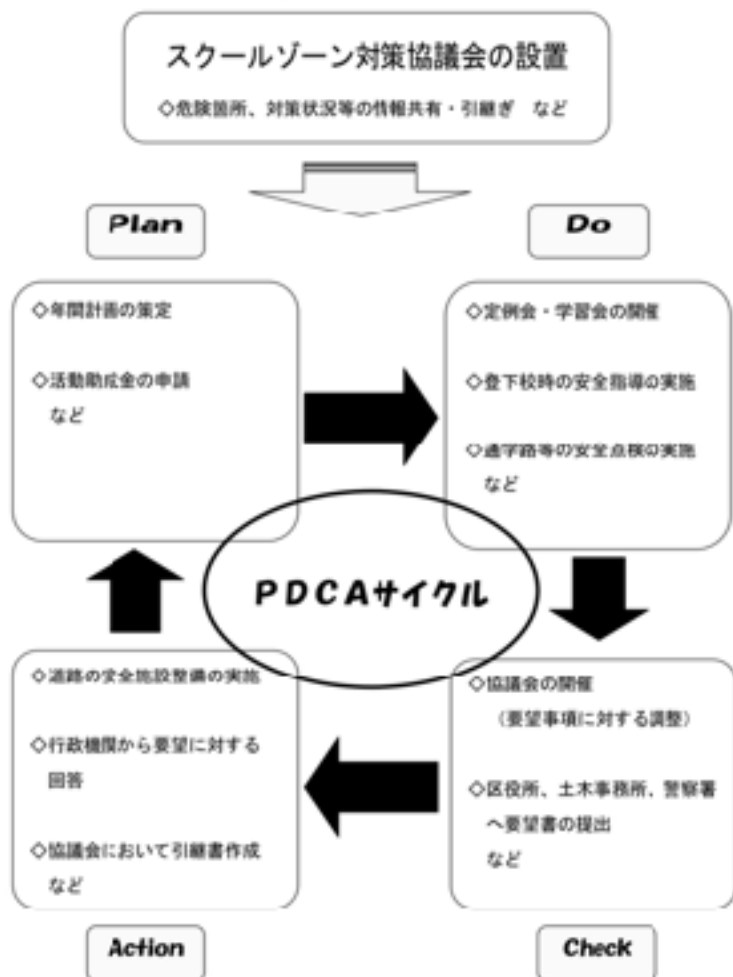
【地域防災拠点とは】

震災時の避難場所となる地域防災拠点(市内の小・中学校)は、自治会・町内会が中心となって組織する運営委員会が、「震災時避難場所(避難所での避難生活)」と「被災地域の防災本部」の2つの機能を持ち合わせた拠点を運営する場所です。

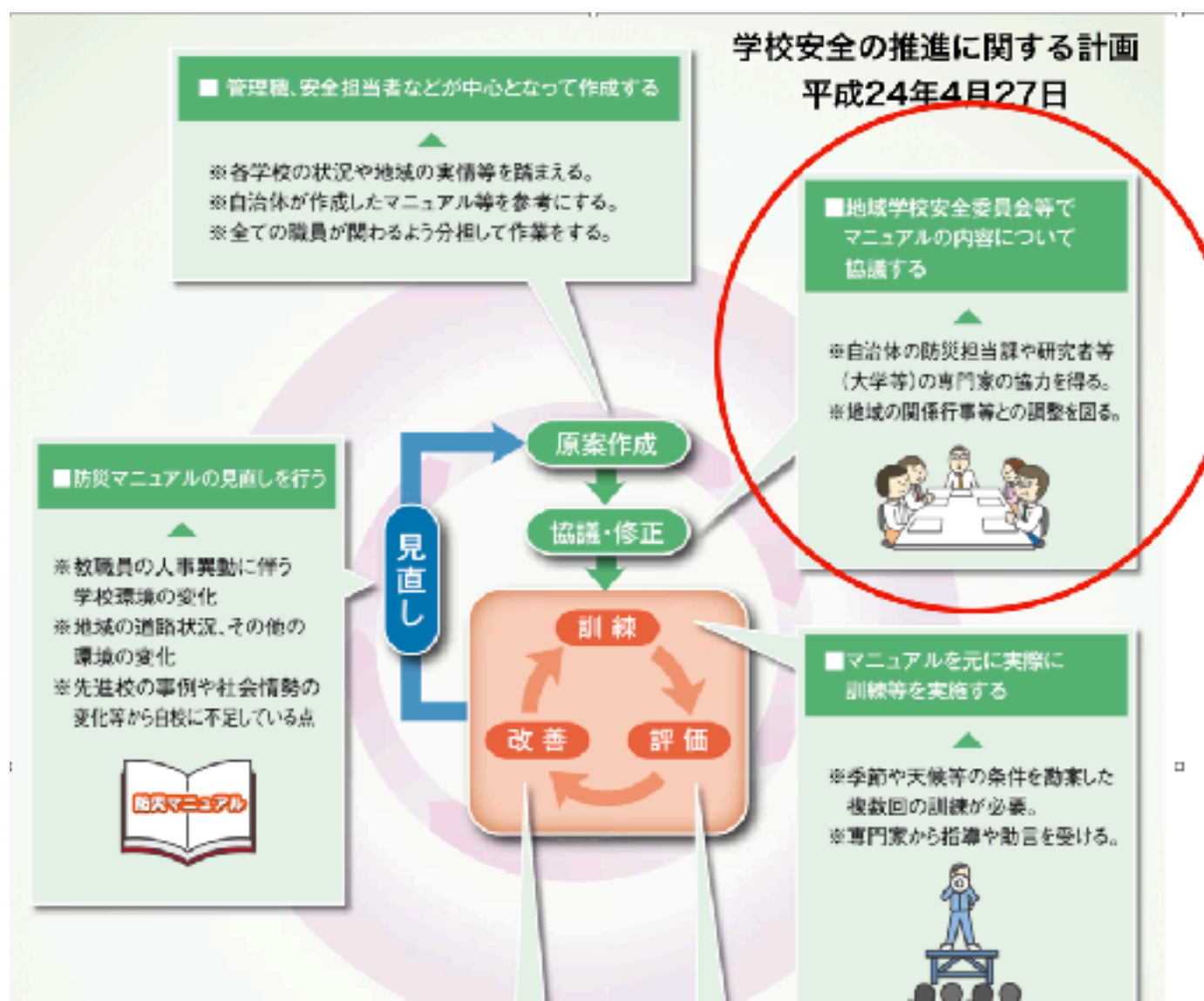
この地域防災拠点では、避難所の開設、避難者となる住民の受け入れ、避難生活をおくるための生活基盤の形成だけでなく、地域の被害状況の把握及び区災害対策本部への情報の伝達、備蓄資機材を使用した救出・救護活動、在宅被災者の援護など、被災地となった際の地域におけるさまざまな震災対応に対して、運営委員会と避難者が互いに協力し、住民自治を形成しながら担っていくことになります。

スクールゾーン対策協議会の流れ

【実践例】



学校安全の推進に関する計画 平成24年4月27日



【地域防災拠点とは】 地域防災拠点運営マニュアルから

震災時の避難場所となる地域防災拠点（市内の小・中学校）は、自治会・町内会が中心となって組織する運営委員会が、「震災時避難場所（避難所での避難生活）」と「被災地域の防災本部」の2つの機能を持ち合わせた拠点を運営する場所です。

この地域防災拠点では、避難所の開設、避難者となる住民の受け入れ、避難生活をおくるための生活基盤の形成だけでなく、地域の被害状況の把握及び区災害対策本部への情報の伝達、備蓄資機材を使用した救出・救護活動、在宅被災者の援護など、被災地となった際の地域におけるさまざまな震災対応に対して、運営委員会と避難者が互いに協力し、住民自治を形成しながら担っていくことになります。

上記の点から

「地域防災拠点運営委員会」を中心に

学校・PTA・拠点でない学校・事業所・諸機関・地域の医療・全地域代表と防災担当
マンション理事長と防災担当 消防団・消防・行政・有識者から成る、

「拡大地域防災拠点運営委員会」（仮）

の定例開催で、協議・確立・見直しをするのが適切でないか。

基調講演

未来の災害を克服する、学校を拠点としたまちづくり

1. 災害の教訓に学び、学校と地域は何をすべきか？

災害対応は、地域・学校・保護者・事業所・行政の共通理解を確立

2. 子どもたちと地域のための学校地域連携

地域の災害への対応を教え、地域、保護者、職員がつながっていく

3. 学校経営方針への位置付けと学校運営協議会

「地域連携と防災」を学校経営のベースに

4. 未来の災害を克服する、学校を拠点とした地域社会に

(地域＋学校＋行政) ×学区防災計画＝防災革命！

＝災害を克服できる、学校を拠点とした地域社会の創出

基調講演

未来の災害を克服する、学校を拠点としたまちづくり

(地域＋学校＋行政) × 学区防災計画＝地域防災革命！

＝災害を克服できる、学校を拠点とした地域社会の創出

全国の学区でできたら＝日本防災革命！

災害を克服できる国家、日本の出現

ご清聴ありがとうございました

防災士 鷺山龍太郎

神奈川県大規模災害対策研究プロジェクト 夏季特別シンポジウム

首都直下型地震・南海トラフ巨大地震を克服する

学校と連携した 地域防災の力

持続可能な地域社会のための教育

～まちづくりと防災教育～

休憩